

柏崎市第二次健康増進計画「健康みらい柏崎 2 1」の概要と推進体制

1 計画の概要

- (1) 計画の位置付け(法的根拠)
 - ・健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画として策定
 - ・市の現状と「健康日本 2 1 (第二次)」「健康にいがた 2 1 (第二次)」を踏まえ、柏崎市第五次総合計画や各ライフステージにおける市民の健康に関する各計画と整合性を確保
- (2) 計画期間 平成 2 8 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度 (1 0 年間) まで
- (3) 対 象 乳幼児期から高齢期までの全ての市民
- (4) 8 つの分野
 - ア 栄養・食生活
 - イ 歯・口腔の健康
 - ウ 身体活動・運動
 - エ 喫煙・飲酒
 - オ こころの健康
 - カ がん(悪性新生物)
 - キ 循環器疾患・糖尿病
 - ク 健康を支える地域づくり

2 令和 6 (2024) 年度・令和 7 (2025) 年度の重点課題

「運動を習慣化する人・身体活動量を増やすための取組の強化」

3 推進体制

